

令和 2 年

第 5 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和 2 年 5 月 7 日

前橋市農業委員会

令和2年 第5回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和2年5月7日 午後1時57分
- ・閉会日時 令和2年5月7日 午後2時32分
- ・開催場所 市庁舎3階 31会議室

・出席委員（24人）

1番 下田 将文	2番 市花 宏之	3番 矢端 晴美	4番 奥野 和子
5番 松島 敏男	6番 大島 俊典	7番 田島 悦夫	8番 星野 和幸
9番 小堀 清	10番 木村 謙	11番 関根 由彦	12番 澁澤 聖一
13番 坂庭 常男	14番 北爪 きよ子	15番 青木 朱美	16番 井上 隆
17番 萩原 秀治郎	18番 深町 富士雄	19番 岡田 重雄	20番 須田 一男
21番 石村 利夫	22番 江原 弘	23番 関口 喜弘	24番 堀越 恒弘

・事務局出席者

事務局長 本間 達雄	副参事 片貝 早苗	補佐 瀬戸 浩	副主幹 深澤 直純
主任 井上 一則	主任 篠崎 菜穂子	主事 小池 雪乃	

・付議事件

- (1) 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第26号 農地法の規定による許可の取消しについて（5条）
- (3) 議案第27号 農地一時転用許可期限延長願いについて（5条）
- (4) 議案第28号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (5) 議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (6) 議案第30号 農業法第5条の規定による許可申請について
- (7) 議案第31号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 現況証明交付状況について
- (5) 農地法第4条、第5条の規定による意見聴取結果について

本間局長	それでは、定刻になりましたので、これから令和２年第５回農業委員会総会を開催いたします。なお、本日の欠席通告者はいらっしゃいません。したがって、在任委員２４人全員の出席であり、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。開会に先立ちまして、堀越会長からご挨拶をお願いいたします。
堀越会長	◇（挨拶）
本間局長	会議規則第５条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、堀越会長よりお願いいたします。
議 長	《堀越会長、議長に就任》 それでは、令和２年第５回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第２５条第３項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。１８番 深町 富士雄委員、１９番 岡田 重雄委員をお願いいたします。 それでは議事に入ります。議案第２５号・農地法第３条の規定による許可申請について、整理番号１番から１１番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
小池主事	◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、耕作面積等を朗読、説明） 整理番号２番、３番につきましては、非営利法人による権利取得のため農地法施行令第２条第１項第１号に定められる不許可の例外にあたります。整理番号７番、８番は農地所有適格法人の申請です。整理番号１１番は５条許可整理番号２４番と関連があります。 なお、整理番号１番から１１番までは、農地法第３条第２項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしております。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
１３番委員	整理番号９番について、譲受人は高崎市の方ですが耕作できるのですか。
小池主事	軽トラックで通われるとのことで申請されています。
議 長	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から１１番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第２５号・農地法第３の規定による許可申請については、整理番号１番から１１番までを許可とすることに決定いたします。 次に、議案第２６号・農地法の規定による許可の取消し（５条許可）について、整理番号１番から３番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
深澤副主幹	◇（議案書、地目、面積、取消理由、契約内容等を朗読、説明） 整理番号３番につきましては、令和２年３月１６日に許可になっております５６９㎡中の一部の箇所３５㎡のみの取消しです。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議 長	◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から３番までを承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第２６号・農地法の規定による許可の取消し（５条許可）については、整理番号１番から３番までを承認とすることに決定いたします。 次に、議案第２７号・農地一時転用許可期限延長願（５条許可）について、整理番号１

	番、2番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
深澤副主幹 議 長	◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、延長期限等の朗読、説明） 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議 長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番、2番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第27号・農地一時転用許可期限延長願（5条許可）については、整理番号1番、2番を承認とすることに決定いたします。 次に、議案第28号・農地法の規定による許可後の計画変更申請（5条許可）について、整理番号1番、2番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
深澤副主幹 議 長	◇（議案書・順次、地目、面積、変更内容の朗読、説明） 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議 長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1、2番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第28号・農地法の規定による許可後の計画変更申請（5条許可）については、整理番号1番、2番を承認とすることに決定いたします。 次に、議案第29号・農地法第4号の規定による許可申請について、整理番号1番から5番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
井上主任	◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的を朗読、説明） 以上、整理番号1番から5番までは農地法第4条第6項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。 ◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から5番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第29号・農地法第4号の規定による許可申請については、整理番号1番から5番までを許可とすることに決定いたします。 次に、議案第30号・農地法第5号の規定による許可申請について、整理番号1番から41番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
深澤副主幹	◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的を朗読、説明） 整理番号24番は3条許可整理番号11番と関連があります。 整理番号30番、35番は開発許可未了のため保留案件となります。 以上整理番号1番から29番まで、31番から34まで、36番から41番までは、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
議 長	なお、整理番号5番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
3番委員 （2班班長）	現地案内図5条の5番をご覧ください。申請地は群馬県畜産試験場から北北西約3.8km、前橋市最終処分場クリーンステーションから北東約1.9kmに位置する赤城山の麓にあ

る大規模牧場で、東側一部は畑、他方向は宅地や雑種地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。申請人は、昭和48年から50年頃までは会長の父親が個人で鶏舎を建て使用していました。後に牛舎を建てて利用していますが、許可を受けていないことがわかりませんでした。また、一部は牧草置場として使用していますので今回は正申請することになりました。面接には会長と行政書士の方が来られました。違反転用の経緯は、現会長の父親が始め、補助金も受けなかったため地目も調べることもなく、転用されていないこともわからず今にいたりしました。法人の主な事業内容は、農業従事者56人、パート、ベトナムからの実習生12人を含みます。毎年獣医学部の新卒大学生を4人採用しているそうです。牛1300頭、育成牛1200から1300頭、赤城山の牧場、小坂子に2棟、その他赤堀の4ha農地も将来的には酪農を行う予定です。現在はトウモロコシを植えてあるそうです。年間売上20億円と熱心に酪農を営んでいます。調査班としては、設置済の建物であり、周りの農地に被害が及ばないことも確認できましたので許可相当と判断いたしました。

議長 以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見・質問等なし）

議長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号30番、35番を保留とし、1番から29番まで、31番から34番まで、36番から41番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議長 全員賛成でありますので、議案第30号・農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号30番、35番を保留とし、1番から29番まで、31番から34番まで、36番から41番までを許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

次に、議案第31号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

篠崎主任 ◇（議案書、順次、土地の現況、利用目的、面積等を朗読、説明）

議長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見・質問等なし）

議長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第31号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議長 全員賛成でありますので、議案第31号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定については、原案を決定いたします。

次に、27ページから42ページまで報告事項ですが、報告事項（1）から（4）までの内容は、

- | | |
|---------------------------|-----|
| （1）法第4条の届出書の受理状況 | 6件 |
| （2）法第5条の届出書の受理状況 | 34件 |
| （3）法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 | 13件 |
| （4）現況証明交付状況 | 1件 |

報告事項（5）は、4月総会において許可とした法第5条の農地転用1件については、群

議 長

馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

(閉会午後 3 時 3 5 分)

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年5月7日

議 長

署名人

署名人